

鳥取県告示第626号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 廃止の届出を受理した年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------|--------------|---------------|---------|
| 鳥取医療生活協同組合 | せいきょう倉吉診療所 | 倉吉市福庭町一丁目225 | 平成23年10月26日 | 訪問看護 |